

# 折尾愛真短期大学学則（抜粋）

## 第1章 総則

### （目的及び使命）

第1条 本学は高い教養と経済学科に関する高度の専門的知識及び技能を授け、キリスト教主義教育に基づく人格教育を基盤とし、誠実で奉仕的な良き職業的社会人を育成することを目的とする。

### （自己点検評価）

- 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う。
- 3 点検及び評価の実施に必要な事項は別に定める。

## 第2章 学科・学生定員および修業年限

第2条 本学に次の学科を置く。

経 済 科

- 2 本学に日本語別科を置く。日本語別科に関する規程は、これを別に定める。

第3条 本学の学生定員を次のように定める。

入学定員 100名 総定員 200名

第4条 修業年限は2年とし在学年限は4年を超えることはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

## 第3章 学年・学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日より9月30日まで
- (2) 後期 10月1日より翌年3月31日まで

第7条 休日は次のとおり定める。

- (1) 土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律）第178号に規定

する休日、創立記念日（4月30日）

(2) 夏季休業 7月21日より9月10日まで

(3) 冬季休業 12月25日より1月7日まで

(4) 春季休業 3月20日より4月7日まで

- 2 前項休日において学長が必要と認めるときは臨時に授業を行い、または変更することができる。

## 第4章 教育課程・履修方法および課程修了認定

第8条 履修規程で細説

第9条 本学の履修方法は次のとおりとする。

下記により合計62単位以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目 40単位

    共通基礎科目 22単位

    専門教育科目 18単位

(2) 選択科目 22単位以上

        合計62単位以上

第10条 各科目の課程を修了した者には単位を与える。

- 2 単位の計算は次の基準による。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習・実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

第11条 課程修了の認定は試験による。

試験は学年または学期末にその履修した科目について筆記、口述・論文・実技等によって行う。

- 2 成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 3 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として GPA (Grade Point Average) を用いる。
- 4 GPA は成績評価のうち、秀に 4 点、優に 3 点、良に 2 点、可に 1 点、不可に 0 点をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。
- 5 GPA は、学修指導、進路指導、奨学金および表彰に活用するものとする。

第 12 条 病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることのできなかった者に対しては追試験を行うことがある。

第 13 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士（経済）の学位を授与する。

## 第 5 章 入学・退学・休学および転学

第 14 条 入学の時期は学年の始めとする。

第 15 条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第 16 条 入学志願者は入学願書に入学検定料および次の各号に掲げる書類を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 健康診断証明書
- (2) 入学資格を有することを証明するに足りる書類
- (3) 写真

第 17 条 入学志願者は選考の上入学を許可する。

第 18 条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書に保証人連署の上、入学金を添え

て指定の期日までに提出しなければならない。

第 19 条 保証人は父母または近親者（三親等以内）とする。

第 20 条 病気その他やむを得ない理由で引き続き 3 ヶ月以上修学できないときは、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合 1 年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は在学年数に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合、学長の許可を得て復学することができる。

第 21 条 退学しようとする者は、保証人が連署しその理由を記して願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 22 条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合にはこれを許可することができる。

第 23 条 他の短期大学または大学から転・入学を希望する者があるときは、正当な理由を認めた場合に相当年次にこれを許可することができる。

第 23 条の 2 本学は、教育上有益と認める時は、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について履修した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

3 前項の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第 23 条の 3 本学は、教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学または高等専門学校での専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 23 条の 2 第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 23 条の 4 本学は、教育上有益と認める時は、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第 23 条の 3 第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 23 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 3 第 1 項の本学で修得したものとみなす単位数と合

わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において第 23 条の 2 第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせる時は、45 単位を超えないものとする。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 第 4 条の規定による在学年限を超えた者
- (2) 死亡または長期にわたり行方不明の者
- (3) 休学期間終了後も復学または退学しない者
- (4) 学費納入の義務を怠り、督促を受けても誠意なく納入しない者

第 25 条 前条第 3 号または 4 号により除籍された者が保証人連署の復籍願を提出するときは、相当年次に復籍を許可することがある。

- 2 学長が必要と認める場合には、試験を課すことがある。
- 3 復籍願は、除籍年次を含めて 3 年以内に提出しなければならない。

## 第 6 章 学費

第 26 条 入学検定料は 金 10,000 円とする。

第 27 条 入学金は 金 100,000 円とする。

第 28 条 授業料及びその他の納入金の年額は次のとおりとする。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 授業料   | 金 470,000 円 |
| (2) 教育充実費 | 金 290,000 円 |
| (3) 施設設備費 | 金 50,000 円  |

- 2 前項の授業料及びその他の納入金は前期後期の 2 期に分け、4 月及び 10 月にそれぞれ分納するものとする。
- 3 授業料及びその他の納入金を正当の理由なく所定の期日までに納付しない者には登校停止を命じ引き続き滞納するときは除籍することがある。

第 29 条 休学期間中は授業料の半額を納めなければならない。

第 30 条 一旦納めた学費はいかなる理由があっても返還しない。

第 31 条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と成績により授業料の一部または全部を免除、貸費または給費することができる。

## 第 7 章 教職員組織および教授会

第 32 条 本学には学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、およびその他

の職員を置く。

なお、必要に応じ副学長を置くことができる。

第 33 条 本学に教授会を置く。

2 教授会には准教授、その他の教職員を加えることができる。

第 34 条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則の変更に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 学位の授与に関する事。
- (4) 学生の身分に関する事。(入学・卒業・課程の修了)
- (5) 学生の懲戒に関する事。
- (6) その他教育研究に関する重要な事項で学長が裁定する事項。

## 第 8 章 委託生・科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生・研究生

第 35 条 官庁その他の団体の委託に基づき入学を希望する者に対しては委託生として選考の上教授会に諮りこれを許可することができる。

第 36 条 特定の授業科目について科目等履修生を願い出た者に対しては、選考の上教授会に諮りこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。
- 3 本学において他の短期大学または大学(外国の短期大学または大学を含む)との協議により、当該他の短期大学などの学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。
- 4 特別聴講学生に関するその他の事項は、別に定める。

第 37 条 外国人で入学志願する者があるときは、その学力を検定した上教授会に諮りこれを許可することができる。

- 2 外国人留学生のその他の事項は、別に定める。

第 38 条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、教授会の議を経て学長は許可することができる。

- 2 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

第 39 条 委託生、科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生および研究生は正規の課程の学生と同じく学則およびその他の規則を守らなければならない。

## 第9章 図書館

第40条 本学に付属図書館を置く。図書館に関する規定は別に定める。

## 第10章 公開講座

第41条 本学は一般市民のために公開講座を設けることがある。

## 第11章 寄宿舍・保健施設

第42条 本学に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍に関する規則は別に定める。

第43条 学生ならびに教職員の健康増進を図るために毎年身体検査を行う。

## 第12章 賞罰

第44条 品行学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことがある。

第45条 本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為をした者はこれを懲戒する。懲戒は訓告、停学または退学とする。

第46条 次の各号の一に該当する者については、学長が教授会に諮り退学させることができる。

- (1) 学業の成績が不良で卒業の見込みがないと認められた者
- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序をみだす者
- (5) その他学生としての本分に反する者

### 附則

1. この学則は昭和41年4月1日から施行する。

2. この学則は昭和48年4月1日から施行する。

ただし、昭和47年度以前の入学生については第26条の改正規定は適用しない。

3. この学則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、昭和 48 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。

4. この学則は昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、昭和 49 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。

5. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、昭和 50 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。

35. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

36. この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

37. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

38. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。